

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## 個人・世帯の方へ①

### 給付

全 て の 方 へ

特 別 定 額 給 付 金

一律1人当たり10万円を給付

名古屋市特別定額給付金コールセンター TEL:050-3085-7656

児 童 手 当 を 受 給 され ている 方 へ

子 育 て 世 帯 へ の 臨 時 特 別 給 付 金

児童手当(特例給付の方は除く)の令和2年4月分の対象となる児童1人につき、1万円を給付※令和2年3月末に中学校を卒業した児童も対象

専用ダイヤル  
TEL:052-972-4393  
※公務員用窓口は6/1から設置予定です。

解 雇 等 に よ り 住 宅 を 失 っ た (失 う 恐 れ の あ る) 方 へ

住 居 確 保 給 付 金

住宅を失っている方又は住宅を失うおそれのある方を対象として、賃貸住宅の家賃を支給

各名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターにお問い合わせ下さい。

市 営 住 宅 の 提 供

解雇等により住宅の確保が困難となった方に対して、市営住宅を提供(有償)

名古屋市住宅供給公社管理課  
TEL:052-523-3875

就 学 援 助

市立小中学校又は国立小中学校へ就学させるのにお困りの方に、給食費や学用品費などの費用を援助する制度

教育委員会事務局学事課  
TEL:052-972-3217

市立高等学校入学料免除・授業料減免

市立高等学校の入学料免除または授業料の全額または半額免除

入学・在学する市立高等学校にお問い合わせ下さい。

学 校 ・ 保 育 所 へ 通 う 子 ども が いる 方 へ

名 古 屋 の び の び 子 育 て サ ポ ー ト 事 業 利 用 料 の 助 成

学校等の休業を理由に名古屋のびのび子育てサポート事業を利用した場合に利用料の還付を実施

子ども青少年局子育て支援課  
TEL:052-972-3083

利 用 者 負 担 額 (保 育 料) の 日 割 り 計 算 に よ る 減 額

保育所等の利用を自粛した保護者に対し保育料の日割り計算による減額を実施

子ども青少年局保育企画室  
TEL:052-972-2528

高 等 教 育 の 修 学 支 援 制 度

国の家計急変の事由に該当する場合、授業料等減免及び給付型奨学金の申請を受付

各学校にお問い合わせ下さい。

### 援助①

2020年5月25日現在

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## 個人・世帯の方へ②

### 援助②

学校・保育所へ通う  
子どもがいる方へ

日本学生支援機構奨学金  
(貸与型奨学金)

日本学生支援機構の定める家計急変の事由に該当する場合に、貸与型奨学金の申請受付

授業料減免制度

各学校で定める家計急変の事由に該当する場合に、授業料減免の申請受付

各学校にお問い合わせ下さい。

全 て の  
水道利用者の方へ

水道料金の減額

水道の基本料金を2か月分免除  
(水道料金の請求から基本料金の額を差し引く方法で実施するため、申込手続は不要)

上下水道局経営企画課  
TEL:052-972-3612

### 貸付

収入が大きく  
減った方へ

緊急小口資金(特例貸付)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し、少額の費用を貸付する制度

総合支援資金(特例貸付)

失業等により日常生活全般に困難を抱える方に対し、生活支援金を貸付する制度

各区社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。

### 期間の延長等

税金の申告・納付が  
困難な方へ

個人市民税・県民税の  
申告期限の延長

4月17日以降であっても引き続き申告を受付

納税の猶予制度

給与が大幅に減少した等の事情により市税の納付が困難となった方に対する納税の猶予

各市税事務所にお問い合わせください。

公共料金の支払いが  
困難な方へ

上下水道料金の  
支払猶予制度

上下水道料金のお支払いが困難な世帯等に対する支払猶予(状況に応じて最長で令和2年12月末まで)

上下水道局各区担当営業所にお問い合わせ下さい。

住民票、戸籍、  
マイナンバーに関する  
手続きをしたい方へ

住民基本台帳(住民票)の  
届出期間の延長

転入・転居・世帯変更等の住民票の異動手続きについて、異動した日から14日を経過した後でも手続きできるよう届出期間を延長

マイナンバーカード  
交付期間の延長

マイナンバーカードの受取について、当分の間、交付通知書に記載された期限を経過した後でも受取できるよう受取期間を延長

電子証明書の更新手続き

電子証明書の更新手続きについて、電子証明書の有効期限経過後も更新手続きが可能

各区役所市民課  
各支所区民生活課市民係  
にお問い合わせ下さい。

2020年5月25日現在

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## 個人・世帯の方へ③

郵送請求

住民票、戸籍、  
マイナンバーに関する  
手続きをしたい方へ

郵送による  
届出

転出届は、郵送によることが可能

各区役所市民課  
各支所区民生活課市民係  
にお問い合わせ下さい。

住民票・戸籍などの証明書  
の郵送請求

住民票・戸籍などの証明書の請求は、郵送による請求が可能

証明書交付センター  
TEL:052-683-9532

2020年5月25日現在

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## 事業者の方へ①

相談

経営等について  
ご相談したい方へ

経営相談

中小企業診断士などの資格を持つマネージャーが、創業、経営など経営について無料の窓口相談を実施(要予約)

名古屋市新事業支援センター  
TEL:052-735-0808

金融相談窓口

資金繰り・融資などに関して、専門の相談員が相談を受付

経済局中小企業振興課  
TEL:052-735-2000

休業にご協力いただいた  
理美容事業者の方へ

理美容事業者への  
休業協力金

県が基本的に休止を要請しない施設のうち、自主的に休業した理容事業者・美容事業者に対して、一事業者あたり10万円を交付

理美容事業者休業協力金コールセンター  
TEL:052-972-4381

休業協力要請にご協力  
いただいた方へ

愛知県・市町村新型  
コロナウイルス感染症  
対策協力金

愛知県の休業協力要請に応じて、休業や営業時間短縮にご協力いただいた中小企業者等に協力金を交付(一事業者50万円)

複合商業施設等の休業方針  
により休業を余儀なくされた方へ

ナゴヤ新型コロナウイルス  
感染症対策協力金

複合商業施設等の休業方針により、休業を余儀なくされたテナント施設を営む中小企業者等に協力金を交付(一事業者50万円)

名古屋市協力金・応援金コールセンター  
TEL:052-228-7007

休業要請対象外施設で事業を  
継続されている方へ

ナゴヤ新型コロナウイルス  
感染症対策事業継続  
応援金

県が基本的に休止要請しない施設のうち、消費者と対面して商品等を提供する事業を継続する中小企業者等に交付(一事業者10万円)

自粛により売り上げが半減した方へ

持続化給付金

ひと月の売上が前年同月比で50%減の場合、中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円(昨年1年間の売上からの減少分を上限)を給付

持続化給付金事業コールセンター  
TEL:0120-115-570

従業員へ休んでいただく方へ

雇用調整助成金  
(コロナ特例)

事業主が雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成

従業員に子どもがいる方へ

小学校休業等対応助成金

小学校等が休校で労働者が有給休暇取得の場合、1日当たり8,330円を上限に賃金相当額を助成

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター  
TEL:0120-60-3999  
(厚生労働省)

フリーランスで子どもがいる方へ

小学校休業等対応助成金

小学校等が休校で休業したフリーランスの方に1日当たり4,100円(定額)を助成

給付①

2020年5月25日現在

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## 事業者の方へ②

### 給付②

民間児童福祉施設や  
私立幼稚園等の方へ

ナゴヤ新型コロナウイルス  
感染症対策子ども・子育て  
事業応援金

開所要請に応じた民間児童福祉施設等及び  
県の預かり保育等実施要請に応じた私立幼  
稚園に対し、一施設あたり5万円を交付

(私学助成の幼稚園)  
教育委員会事務局学事課  
TEL:052-972-3219  
(障害児通所支援事業所)  
子ども青少年局子ども福祉課  
TEL:052-972-2520  
(民間保育所等)  
子ども青少年局保育企画室  
TEL:052-972-2524  
(学童保育所等)  
子ども青少年局放課後事業推進室  
TEL:052-972-3092

### 援助

全 て の  
水道利用者の方へ

水道料金の減額

水道の基本料金を2か月分免除  
(水道料金の請求から基本料金の額を差し引  
く方法で実施するため、申込手続は不要)

上下水道局経営企画課  
TEL:052-972-3612

活動を自粛している  
アーティスト等の方へ

ナゴヤ文化芸術活動  
緊急支援事業

活動を自粛しているプロのアーティスト等の  
支援として、ウェブサイトで公開する映像作品  
を募集し、一人あたり10万円を補助

観光文化交流局文化振興室  
TEL:052-972-3172

### 融資①

資金繰りのため融資を  
受けたい方へ

セーフティネット保証  
4号・5号／危機関連保証

売上高が減少している中小企業者が、資金  
繰り支援を受けるため、対象中小企業者であ  
ることの認定の受付

経営安定資金  
(環境適応資金)

経営環境が急激に悪化している中小企業者  
の資金繰りを支援するため、融資制度の拡充

融資制度にかかる  
保証料免除

新型コロナウイルス感染症対策の4メニュー(限度額8,000万ま  
たは1億円)を利用する方に対し、概ね3年間分の信用保証料  
を免除) ※ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資  
金と併用可能

ナゴヤ新型コロナウイルス感  
染症対策事業継続資金

実質無利子・無担保・保証料減免・据置最大5年かつ  
長期借入を低金利とした融資制度(限度額3,000万  
円) ※融資制度にかかる保証料免除と併用可能

新型コロナウイルス感染症  
特別貸付

貸付上限:直接貸付3億円(別枠)(中小企業事業)  
6千万円(別枠)(国民生活事業)  
償還期間:15.20年以内<うち据置期間5年以内>  
前年もしくは前前年度同月比で売上が5%以上減少

経済局中小企業振興課  
TEL:052-735-2100

日本政策金融金庫  
TEL:0120-154-505

2020年5月25日現在

# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## 事業者の方へ③

### 融資②

資金繰りのため融資を受けたい方へ

衛生環境激変対策特別貸付

貸付上限：衛生環境の激変事由ごとに別枠1,000万円  
償還期間：7年以内<うち据置期間2年以内>  
前年もしくは全前年度同月比で売上が10%以上減少

日本政策金融金庫  
TEL:0120-154-505

商工中金・危機対応融資

貸付上限：3億円  
償還期間：15.20年以内<うち据置期間5年以内>  
前年もしくは全前年度同月比で売上が5%以上減少

商工組合中央金庫  
TEL:0120-542-711

### 期間の延長等

税金の申告・納付が困難な方へ

個人市民税・県民税の申告期限の延長

4月17日以降であっても引き続き申告を受付

法人市民税及び事業所税の申告納付期限の延長

決算作業が間に合わず、期限までに申告納付が困難な場合等に、申告納付期限を延長

納税の猶予制度

事業継続が困難となった等の事情により市税の納付が困難となった方に対する納税の猶予

各市税事務所にお問い合わせください。

公共料金の支払いが困難な方へ

上下水道料金の支払猶予制度

上下水道料金のお支払いが困難な事業者等に対する支払猶予(状況に応じて最長で令和2年12月末まで)

上下水道局各区担当営業所にお問い合わせ下さい。

### 支援

飲食店を営まれている方へ

飲食宅配サービス利用促進事業

飲食宅配代行業者と連携し、市民のデリバリーサービスの利用を促進し、飲食店の事業継続を支援

経済局産業企画課  
TEL:052-972-2412

宿泊施設受入環境の支援を受けたい方へ

宿泊施設における受入環境の支援

旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等のインバウンド受入環境整備の取り組みを支援

観光庁観光産業課  
TEL:03-5253-8330

### 契約

本市の事業を受注している方へ

工事及び工事に関連する業務の一時中止措置等

工事及び工事に関連する業務の一時中止等の申出があった場合、必要に応じて一時中止等の措置を実施

契約における納期等の変更の対応について

納期等の見直しの申出があった場合、必要に応じて、納期の見直し等の措置を実施

各発注担当課へお問い合わせ下さい。

2020年5月25日現在



# 新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

## その他窓口等

寄附

新型コロナウイルス感染症対策への寄附をお考えの方へ

ナゴヤ新型コロナ対策でらハートフル基金

新型コロナウイルス感染症対策の推進を目的とした寄附を募集

財政局資金課  
TEL:052-972-2308

窓口

外国人の方へ  
(がいこくじんのかたへ)

外国人市民への多言語情報発信、相談窓口  
(がいこくじんのかたへのそうだんまどぐち)

名古屋国際センターにおいて、外国人相談窓口を運営し、必要に応じて適切な専門機関を紹介。併せて、ウェブサイト、フェイスブックにて、9言語(日、英、ポ、ス、中、ハ、フィ、ベ、ネ)及び「やさしい日本語」による情報提供を実施。また、区役所・支所とセンターをつなぐタブレット端末によるテレビ電話やトリオフォン(三者通話)による通訳を実施

名古屋国際センター  
(なごやくくさいせんたー)  
TEL:052-581-0100

還付等

市の施設使用の取り止め等を行った方へ

施設使用料等の還付

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、施設使用の取り止め・延期を行った場合の施設使用料等の還付

各施設所管課にお問い合わせ下さい。

市の施設を借り受けて事業を行っている方へ

使用料・貸付料の支払の猶予

使用料・貸付料の支払が困難である場合、その支払を猶予

各施設所管課にお問い合わせ下さい。

休館期間中の使用料・貸付料の減免・還付

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために休館した施設については、休館期間中の使用料・貸付料を減免・還付

各講座担当課にお問い合わせ下さい。

受講予定の講座が中止になった方へ

講座受講料の還付

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、各講座担当課が講座を中止した場合の受講料の還付

期間の延長等

防犯カメラ等の補助申請をお考えの団体へ

防犯カメラ、防犯灯LED化に対する補助の延長

各種補助を受けるためのエントリー期限を延長

スポーツ市民局地域安全推進課  
TEL:052-972-3128

防犯灯電灯料に対する補助の延長

補助を受けるための申請期限を延長

2020年5月25日現在